

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害物の伐除、土地等の試掘のための許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地収用法第 14 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	土地収用法第 14 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について（平成 6 年 9 月 2 8 日建設省経収発第 1 9 1 号）により判断する。</p> <p>（別添 2） 申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>2 土地収用法第 1 4 条第 1 項に基づく許可（障害物の伐除、土地の試掘等のための許可）</p> <p>(1) 土地収用法第 1 1 条及び第 1 2 条の手続がなされていること。（当該土地の所有者は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第 1 1 条の許可要件に適合していること。）</p> <p>(2) 許可申請者が土地収用法第 8 条第 1 項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。（①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、③受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。）</p> <p>(3) 第 3 号各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。（事業の準備には、土地収用法第 3 5 条に基づく調査も含まれる。）</p> <p>(4) 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。</p> <p>(5) 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。</p> <p>(6) 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。（測量又は調査</p>

	の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。)
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	60日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	山林原野等の伐除の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地収用法第 14 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	土地収用法第 14 条第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について（平成 6 年 9 月 2 8 日建設省経収発第 1 9 1 号）により判断する。</p> <p>（別添 2）</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>3 土地収用法第 1 4 条第 3 項に基づく許可（山林、原野等の障害物の伐除の許可）</p> <p>(1) 土地収用法第 1 1 条及び第 1 2 条の手続がなされていること。（当該土地の所有者又は占有者が立入りに関して同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第 1 1 条の許可要件に適合していること。）</p> <p>(2) 許可申請者が土地収用法第 8 条第 1 項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。（①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、③受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。）</p> <p>(3) 第 3 条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。（事業の準備には、土地収用法第 3 5 条に基づく調査も含まれる。）</p> <p>(4) 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。</p> <p>(5) 伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。</p> <p>(6) 第 3 条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。（土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。）</p> <p>(7) あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。（所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の 3 日前までに通知するなどの事前手続きをと</p>

	る時間的な余裕がない場合が想定される。)
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 60日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	非常災害の際の土地の使用に係る許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	土地収用法第 122 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	土地収用法第 122 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 起業者は、非常災害に際し、公共の安全を保持するために土地収用法第 3 条各号に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合に、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について町長の許可を受けて、他人の土地を使用することができる。ただし、当該使用の許可を得て行う事業とは、土地収用法第 3 条各号に掲げるものに限定されるため、災害救助法などの法令を根拠として行う行政機関の活動等とは異なることに留意する。 なお、使用の許可の例外として、①起業者が国であるときは、当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、②起業者が都道府県知事であるときは、都道府県知事が、町長に通知することで足りる。町長は、自ら許可をしたとき又は国の行政機関等の長や都道府県知事から通知を受けたときには、直ちに起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知する（土地収用法第 1 2 2 条第 1 項及び第 3 項）。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日